

大月勤労者体育センター設置及び管理条例（昭和53年大月市条例第8号）新旧対照表

改正後									現行								
別表									別表								
時間 種別	昼間料金		夜間料金		午前		午後		時間 種別	昼間料金		夜間料金		午前		午後	
	午前9時～午後5時（1時間につき）		午後5時～午後10時（1時間につき）							午前9時～午後5時（1時間につき）		午後5時～午後10時（1時間につき）					
	雇用保険の被保険者	その他	雇用保険の被保険者	その他	雇用保険の被保険者	その他	雇用保険の被保険者	その他		雇用保険の被保険者	その他	雇用保険の被保険者	その他	雇用保険の被保険者	その他	雇用保険の被保険者	その他
個人	円 30	円 50	円 40	円 80	円 80	円 150	円 100	円 210	個人	円 30	円 50	円 40	円 80	円 80	円 150	円 100	円 210
団体	1人 20	1人 40	1人 30	1人 60	1人 50	1人 100	1人 70	1人 150	団体	1人 20	1人 40	1人 30	1人 60	1人 50	1人 100	1人 70	1人 150
専用	<u>540</u>	<u>860</u>	<u>750</u>	<u>1,290</u>	<u>1,620</u>	<u>2,590</u>	<u>2,160</u>	<u>3,450</u>	専用	<u>520</u>	<u>840</u>	<u>730</u>	<u>1,260</u>	<u>1,570</u>	<u>2,520</u>	<u>2,100</u>	<u>3,360</u>
準専用	<u>210</u>	<u>290</u>	<u>320</u>	<u>440</u>	<u>540</u>	<u>860</u>	<u>750</u>	<u>1,150</u>	準専用	<u>210</u>	<u>280</u>	<u>310</u>	<u>430</u>	<u>520</u>	<u>840</u>	<u>730</u>	<u>1,120</u>
備考									備考								
1 午前とは、午前9時から正午までをいう。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に限り適用する。									1 午前とは、午前9時から正午までをいう。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に限り適用する。								
2 午後とは、午後1時から午後5時までをいう。ただし、日曜日及び休日は、正午から午後5時までとする。									2 午後とは、午後1時から午後5時までをいう。ただし、日曜日及び休日は、正午から午後5時までとする。								

- 3 専用とは、体育館の全部（事務室を除く。）を使用することをいう。
- 4 準専用とは、体育館の運動競技場を3分の1に区分し専用を使用することをいう。
- 5 団体とは、10人以上をいう。
- 6 電気設備を使用するときは、夜間料金を適用する。

- 3 専用とは、体育館の全部（事務室を除く。）を使用することをいう。
- 4 準専用とは、体育館の運動競技場を3分の1に区分し専用を使用することをいう。
- 5 団体とは、10人以上をいう。
- 6 電気設備を使用するときは、夜間料金を適用する。